

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

### 凡例

本「コメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融審議会市場ワーキング・グループ	市場ワーキング・グループ
金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書－顧客本位の業務運営の進展に向けて－	市場ワーキング・グループ報告書
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
企業内容等の開示に関する内閣府令	企業開示府令
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	特定有価証券府令
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	兼営法
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	兼営法施行規則

金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号等

<p>1</p>	<p>市場ワーキング・グループでは、『一定の投資性金融商品の販売・販売仲介に係る「重要情報シート」』について議論されているが、主として第一種・第二種金融商品取引業者の仲介なしに契約の勧誘を直接行う投資顧問業務（投資助言業務又は投資一任契約に係る業務）への適用に関して特段の議論は無かったものと認識している。</p> <p>投資顧問業務に係る契約締結前交付書面については、過去に発生した不芳事象への対処も含めて、法定記載事項が順次拡充され現状に至っている経緯があるなか、今改正案において、投資顧問業務についても契約締結前交付書面の交付を要しない場合の対象となった背景、考え方を伺いたい。</p>	<p>本改正は市場ワーキング・グループ報告書での議論を踏まえてなされるものですが、「投資リスクのある金融商品・サービスの提案・選別」の場合に「重要情報シート」が使われるべきとされているため、ご指摘の投資顧問業務に「重要情報シート」を用いることも想定されております。また、同様の理由により改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号の対象となる金融商品取引契約について特段限定はございません。</p> <p>なお、改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号は契約締結前交付書面の交付を要しない要件を定めていますが、その中で契約締結前交付書面に記載すべき事項を顧客の閲覧に供し、顧客の知識・経験・財産・投資目的等に照らして当該記載すべき事項について説明すること等を求めている点はご注意ください。</p>
<p>2</p>	<p>「簡潔な重要情報提供等」を行い、金商法に定める契約締結前交付書面に記載すべき事項の説明義務を果たし（信託業法・兼営法にて準用する場合を含む）、契約締結前交付書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供し、その後同種の金融商品取引契約や特定信託契約を締結する場合（以下、その後の同種契約）において、当初契約の際の「電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供」したことは、その後の同種契約において「契約締結前交付書面の交付を要しない場合」の 1 つとして定められている「契約締結前交付書面を交付している場合」（金商業等府令第 80 条第 1 項第 2 号）や「契約締結前交付書面を交付したことがある場合」（信託業法施行規則第 30 条の 22 第 1 項第 1 号・兼営法施行規則第 31 条の 21 第 1 項第 1 号）に該当するのか。</p>	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号は、金商法第 37 条の 3 第 1 項ただし書に基づき契約締結前交付書面の交付を要しない場合の規定ですので、当該規定を用いた後の金融商品取引契約は金商業等府令第 80 条第 1 項第 2 号の「契約締結前交付書面を交付している場合」にはあたらないと考えられます。信託業法、兼営法において金商法を準用する場合も同様です。</p>

3	<p>当初契約時に「簡潔な重要情報提供等」を行い、金商法に定める契約締結前交付書面に記載すべき事項の説明義務を果たし（信託業法・兼営法にて準用する場合を含む）、契約締結前交付書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供し、契約締結前交付書面の交付免除要件を満たしている場合、その後同種の金融商品取引契約や特定信託契約を締結する場合において、改めて「簡潔な重要情報提供等」等を行わなくても、契約締結前交付書面の交付免除要件は当初契約時に満たしているとの理解でよいか。</p>	<p>契約締結前交付書面の交付免除要件を当初契約時に満たしているかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、当初契約後に締結する金融商品取引契約に関して行うべき「簡潔な重要情報提供等」について、既に当初契約時に行っている場合はその他の改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号の要件を満たしている限り、再度行う必要まではないと考えられます。</p>
4	<p>本府令で示される「簡潔な重要情報提供等」については、各社が自社の業態や顧客の属性等を勘案した結果、「例えば、インターネット取引顧客については、従前の通り、契約締結前交付書面を交付することとし、簡潔な重要情報提供等を実施しない」ことが適切であるとの判断に至った場合、「重要情報シート」の利用を行わないことも許容されるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。なお、改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号の規定を用いない場合であったとしても、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択する過程で「重要情報シート」を利用すること自体はあり得るため、改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号を満たさないことと「重要情報シート」を利用しないことは必ずしも合致しないと考えられます。</p>
5	<p>本府令で示される「簡潔な重要情報提供等」は契約締結前交付書面の交付を要しない場合に提供されるものであるため、これまで通り契約締結前交付書面を交付するという対応を継続することを妨げるものではないという理解でよいか。</p>	
6	<p>「重要情報シート」を作成・交付することなく、従来通り「契約締結前交付書面」または「目論見書」を交付することは認められると考えてよいか。</p>	
7	<p>営業員を介さないインターネット取引を前提として、「簡潔な重要情報提供等」や「当該顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」を顧客の電子画面の表示で行う場合、顧客が当該説明を受けたことについて明示的な意思の確認まで行う必要がそれぞれあるか。</p>	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号の規定は、ご指摘のような明示的な意思の確認まで求めるものではありません。</p> <p>なお、インターネット取引における「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」については、例えば顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で顧客が理解した旨を確認する等の方法も考えられます。</p>

8	<p>顧客に対し、顧客の投資判断に影響を及ぼす重要事項を記載した書面として、既に契約締結前交付書面が法令上定められており、金融商品取引業者には当該書面の交付義務が課されている（金商法第37条の3）。既存の契約締結前交付書面が顧客にとってわかりやすい情報提供となっていないのであれば、新たに「簡潔な重要情報提供等」を行うのではなく、契約締結前交付書面の在り方を見直すほうが、顧客本位に資すると考えられるのではないかと。</p>	<p>市場ワーキング・グループ報告書では、「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則5。（注4）について、投資リスクのある金融商品・サービスの提案・選別の場面において、顧客にとって分かりやすく、各業法の枠を超えて多様な商品を比較することが容易となるよう配慮することが重要であることから、「顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料」を用いた情報提供がなされるべき旨の文言を追加すべきとの提言がなされたところです。そして、当該情報提供のあり方として市場ワーキング・グループ報告書別添の「重要情報シート」が示されております。</p>
9	<p>簡潔な重要情報提供等を求めるのであれば、「重要情報シート」を新たに作成・交付させるのではなく、「契約締結前交付書面」の記載事項を見直すべきと考える。</p>	<p>本改正は、上記「重要情報シート」等を用いて当該情報提供を行うにあたり生じる顧客、販売会社双方の負担増の抑制やウィズコロナ時代におけるデジタル化の進展を踏まえてなされるものです。</p>
10	<p>今回の改正により、契約締結前交付書面、目論見書の交付に加え、「簡潔な重要情報提供等」を行うことができるようになるものの、これらについて、その位置づけ、相互の関係、提供方法、交付を省略することができる場合が同一ではないことから、顧客にとって分かりにくいものにならないかと。</p>	<p>本改正は、上記「重要情報シート」等を用いて当該情報提供を行うにあたり生じる顧客、販売会社双方の負担増の抑制やウィズコロナ時代におけるデジタル化の進展を踏まえてなされるものです。</p>
11	<p>「簡潔な重要情報提供等」として、「重要情報シート」を使用することを予定しているが、この場合、簡潔な重要情報提供等は金商法第37条の「広告等」には該当しないという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。なお、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択する過程で「重要情報シート」を利用する場合であっても、「重要情報シート」は主に単独の顧客のみを対象として行われる当該顧客に即した情報の提供と考えられるため、「広告等」に該当しないものと思われま。</p>
12	<p>「簡潔な重要情報提供等」を行った場合、顧客の承諾や同意なく、契約締結前交付書面は交付免除、目論見書補完書面についてはみなし交付（電子交付）することが可能になるとの理解でよいか。</p>	<p>「簡潔な重要情報提供等」を行うだけでなく、改正金商業等府令第80条第1項第7号や改正企業開示府令第23条の2第1項第2号等の要件を満たす必要があります。</p>
13	<p>改正金商業等府令第80条第1項第7号において「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」とあるが、どのようなものが求められているのか。</p>	<p>金商業等府令第117条第1項第1号において求められている説明と同程度のものと考えられます。</p>

14	<p>本規定は、各々、「簡潔な重要情報提供等」を行うことに加えて、顧客等の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約目的に照らして当該顧客等に理解される「方法・程度」による説明を求める規定となっているが、その具体的な内容・水準等は法令上には示されていない。具体的にどのような水準が満たされることが要請されているのか。例えば、「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則5.(注)や「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「勧誘・説明態勢」関連規定は全て満たしていることを要請しているのか。</p>	
15	<p>改正金商業等府令第80条第1項第7号では、簡潔な重要情報提供等を行うことに加え、金商法第37条の3第1項第3号から第7号までに掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度の説明をしている場合とされているが、当該説明は、その後のかっこ書きにあるように、イ、ロの要件を満たしたうえでウェブページに契約締結前交付書面の記載事項を掲載しておけば、上記の説明を行ったとみなされるという理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、「簡潔な重要情報提供等」を行ったとしても、ご指摘のようなウェブページに契約締結前交付書面の記載事項を掲載するだけでは、「当該顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている」を満たさない場合もあると考えられます。</p>
16	<p>「簡潔な重要情報提供等」として使用する書面を金商業等府令第56条第1項第1号ニに規定される方法により顧客に提供する場合、例えば、営業員がタブレット等でウェブページに掲載している当該書面を表示し、顧客に示しながら記載内容の説明を行っている場合においては、同条第2項第4号イに規定される「顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録する」ことは不要としていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承りますが、金商業等府令第56条第2項第4号イの規定は、顧客が事後的に閲覧ファイルを閲覧できるようにするためのものですので、本要件を不要とすることは適当でないと考えられます。</p>
17	<p>改正金商業等府令第80条第1項第7号イ及びロに掲げられた要件を満たしていれば、同条第5号や第6号に掲げられている要件を満たす必要はないか。</p>	<p>ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、改正金商業等府令第80条第1項第7号の要件を満たす場合はそれをもって契約締結前交付書面の交付が免除されるものと考えられます。</p>

18	<p>「（当該閲覧に供する方法が・・・掲げる基準に適合するものである場合を除く）」とあるが、これを除いている趣旨について以下の理解でよいか。</p> <p>○ 金商業等府令第 56 条第 2 項第 1 号に掲げる基準（顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。）に適合する場合には、同府令第 80 条第 1 項第 7 号イの「電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所」に前条に規定する方法に準じて表示」されていなくてもよいという趣旨である。</p>	<p>貴見のとおりです。なお、金商業等府令第 56 条第 2 項第 1 号に掲げる基準に適合する場合であっても、改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号柱書のとおり、「電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合」である必要があります。</p>
19	<p>2020 年 4 月 1 日「「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」で公表された「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」№.33 では、金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ハに規定される「当該顧客にとって見やすい箇所」に前条に規定する方法」について、日本証券業協会の示す対応方法に沿うことが望まれるとされている。</p> <p>今回、改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号イに規定される同方法については、当該日本証券業協会の示す対応方法に関わらず、当該契約締結前交付書面の PDF をウェブに掲載する方法も該当するか。</p>	<p>「当該契約締結前交付書面の PDF をウェブに掲載する方法」の趣旨が定かではありませんが、ご指摘の方法が改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号イかっこ書きに規定する「第 56 条第 2 項第 1 号に掲げる基準」に該当する場合は、同号イの要件は除かれます。</p>
20	<p>金商業等府令第 56 条第 2 項第 1 号に掲げる基準に適合する場合、同府令第 80 条第 1 項第 7 号口の「当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられている」とは、以下の理解でよいか。</p> <p>○ 同府令第 56 条第 1 項第 1 号イの電子メール方式であれば、契約締結前に一度、メールを送り顧客ファイルに記録できればよい。</p> <p>○ 同府令第 56 条第 1 項第 1 号イの電子メール方式であれば、5 年間に亘り、顧客からの求めに応じて都度メールを送り顧客ファイルに記録できればよい。</p> <p>（上記いずれかの方法で電子メール方式が認めら</p>	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号口の「当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられている」については、顧客が容易に当該事項を再確認できるようにするための措置である必要があるため、ご指摘の方法では足りず、例えばウェブページ等に当該事項を掲載して常時閲覧することができる状態に置くこと等が考えられます。</p> <p>なお、「簡潔な重要情報提供等」にあたっては改正金商業等府令第 80 条第 6 項第 2 号のとおり「契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報」の記載が求められており、その典型例として契約締結前交付書面の記載事項を掲載したウェブページの QR コードや URL</p>

	<p>れる場合) 顧客が使用するパソコン等の顧客ファイルに記録が5年間保存されることが必要(あるいは金融商品取引業者が当該保存状況を確認や担保することが必要)という意味ではない。</p> <p>○ 同府令第56条第1項第1号ロハニの金融商品取引業者等のホームページに備えられた顧客ファイルを利用する方法であれば、金融商品取引業者等のホームページへ5年間掲載されることで、顧客が望んだときにアクセス・クリックする等の方法によりダウンロード・閲覧できる状態にしておけばよい。</p>	<p>を書面に記載することが想定されることから、当該情報については、ウェブページに掲載する等のQRコードやURL等と紐付いた方法にて提供されることが一般的と思われます。</p>
21	<p>「当該顧客の使用にかかる電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所」に表示される必要があるとのことだが、契約締結前交付書面に記載すべき事項を電子的に顧客の閲覧に供する方法として、金商業等府令第56条第1項第1号イの方法も認めていただきたい。</p>	
22	<p>当該期間については、「当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後5年間」とあるが、ここでの「取引を最後に行った日」とは、投資顧問業務(投資助言業務又は投資一任契約に係る業務)においては当該契約の終了日を指すと解してよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、「取引を最後に行った日」は、金融商品取引契約を締結した日を基準にするものと考えられます。</p>
23	<p>契約締結前交付書面については、金商法第46条の2により、作成の日から5年間の保存を要するが、簡潔な重要情報提供等として顧客に交付した書面についても同様に保存の要があるか。</p>	<p>「簡潔な重要情報提供等」において顧客に交付する書面自体は金商法第46条の2の対象ではありません。</p>
24	<p>「当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引」とあるが、金商法第37条の3や信託業法施行規則第30条の23、兼営法施行規則第31条の22に定められている「当該契約締結前交付書面に記載すべき事項」は、直接なんらかの「取引」を記載することとされていないため、その趣旨を確認したい。</p>	<p>ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、契約締結前交付書面は金融商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめ顧客に対し交付すべきであることから、当該金融商品取引契約を指す趣旨で記載しております。</p>
25	<p>改正金商業等府令第80条第1項第7号ロ「当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以降5年間、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置」には、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があった場合に交付できる体制を整備していることも含まれるように文言を修</p>	<p>ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘のような体制整備と改正金商業等府令第80条第1項第7号ロの要件において求めている措置とでは、顧客における利便性の程度が異なりますので、ご指摘のような体制整備をもって改正金商業等府令第80条第1項第7号ロの要件を満たすとするのは不相当と考えられます。</p>

	正していただきたい。顧客の利便性が損なわれるものではないと考えられるため。	
26	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号口は、5 年間の維持規定と理解するが、事前の電磁的交付に係る方法の説明や顧客による承諾の要件が規定されていないので、金融商品取引業者において維持を行い、顧客は必要な時点で金融商品取引業者に参照方法を尋ねるといった方法でよいか。	改正金商業等府令第 80 条第 6 項第 2 号に記載のとおり、顧客に対して「契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報」を提供する必要があります。 なお、改正企業開示府令第 23 条の 2 第 4 項等の規定を用いる場合、同条第 3 項第 4 号イ及びロの要件を満たす必要がある点についてもご留意ください。
27	「重要情報シート」の書面を交付、または電子メールに添付、もしくは顧客がダウンロードした場合、「重要情報シート」を以後 5 年間にわたっての閲覧または交付の義務はないと考えてよいか。	「簡潔な重要情報提供等」について「電磁的方法による提供」を行う場合は、その提供方法について金商業等府令第 56 条第 2 項、企業開示府令第 23 条の 2 第 3 項各号等に掲げる基準に適合する必要があります。
金商業等府令第 80 条第 6 項等		
28	改正金商業等府令第 80 条第 6 項柱書により、簡潔な重要情報提供等として、電磁的方法による提供を行う場合において、金商法施行令第 15 条の 22 第 1 項に規定される相手方の事前承諾は必要か。 改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号により、顧客からの契約締結前交付書面の交付の請求を受けて、これを電磁的方法により提供する場合についても、金商法施行令に規定される相手方の事前承諾は必要か。	「簡潔な重要情報提供等」について「電磁的方法による提供」を行う場合、金商法施行令第 15 条の 22 第 1 項に規定する事前の承諾は不要です。 他方、「顧客からの契約締結前交付書面の交付の請求」を受けて契約締結前交付書面の交付を行うにあたり、「電磁的方法による提供」をする場合は金商法施行令第 15 条の 22 第 1 項に規定する事前の承諾が必要です。なお、顧客が当該「交付の請求」を行う場合、基本的には顧客は書面での交付を期待しているものと想定しています。
29	市場ワーキング・グループ報告書※を踏まえると、重要情報シートを用いた説明＝「簡潔な重要情報提供等」となることが想定されていると認識している。 「簡潔な重要情報提供等」の定義については、各種内閣府令上これ以上細かなものは無く、「金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項～のうち～顧客の判断に資する主なものの概要～」と、提供されるべき情報の範囲（「金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項」）のみが明確になっているだけで、重要情報シート記載事項と「簡潔な情報提供等」の関係が不明確と思われる（重要情報シートを用いた説明が「簡潔な情報提供等」となるかどうか不明確）。	改正金商業等府令第 80 条第 6 項の「簡潔な重要情報提供等」にあたるかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば市場ワーキング・グループ報告書別添やその内容を前提とした「重要情報シート」（今後、関係団体において項目が微修正されたもの等も含む。）の交付等を行い、その記載事項について説明をすることがこれにあたると思われます。

	<p>各金融事業者が重要情報シートを用いた説明＝「簡潔な重要情報提供等」とすることができるよう、市場ワーキング・グループ報告書別添の重要情報シートと「簡潔な重要情報提供等」との関係について明確にしていきたい。</p> <p>※(P. 8) なお、現在、契約締結前交付書面や目論見書等の法定書類について電子提供を行う場合には顧客の事前の承諾又は同意が必要であるが、重要情報シート等を新たに用いて、かつ、契約締結前交付書面の主な内容を顧客に説明した場合には、顧客、販売会社双方の負担増を抑制するとともに、ウィズコロナ時代におけるデジタル化の進展も考慮し、法定書類を紙で交付することを要しないことを検討することが適当と考えられる。但し、この場合も、法定書類をインターネット上で掲載し、その URL・QR コードを明示することや、顧客の求めがある場合には紙での交付を行うことが必要である。</p>	
30	<p>「簡潔な重要情報提供等」において顧客に交付する書面（当該書面に記載すべき事項の電磁的方法により提供する場合を含む）については、市場ワーキング・グループ報告書にいわゆる「重要情報シート」と認識しているが、「重要情報シート」で用いるフォントについては法令上特段の規定はなく、各金融事業者が顧客への分かりやすい情報提供の観点から工夫することが可能との認識でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
31	<p>改正金商業等府令第 80 条第 6 項本文、改正企業開示府令第 23 条の 2 第 4 項及び改正特定有価証券府令第 32 条の 2 第 4 項に規定されている「簡潔な重要情報提供等」として使用する書面（電磁的提供を含む。）は、「重要情報シート」とほぼ同義のものと思うが、当該書面は、「重要情報シート」の金融事業者編と個別商品編の両方を指すという理解になるか。その場合、金融事業者編と個別商品編では、その使用のタイミングも異なると想定されるが、金融事業者編及び個別商品編のいずれも電磁的方法による提供を行う場合には、採用する電磁的方法によって必要とされる要件を満たさなければならないのか。</p>	<p>改正金商業等府令第 80 条第 6 項等の「簡潔な重要情報提供等」にあたるかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば市場ワーキング・グループ報告書別添やその内容を前提とした「重要情報シート」（金融事業者編及び個別商品編）（今後、関係団体において項目が微修正されたもの等も含む。）の交付等を行い、その記載事項について説明をすることがこれにあたる考えられます。また、「簡潔な重要情報提供等」について「電磁的方法による提供」を行う場合には、その提供方法について金商業等府令第 56 条第 2 項、企業開示府令第 23 条</p>

		の2第3項各号等に掲げる基準に適合する必要があります。
32	「簡潔な重要情報提供等」は、個別の商品・銘柄ごとに行わなければならないか。	「簡潔な重要情報提供等」は金融商品取引契約ごとに行う必要があると考えられます。
33	改正金商業等府令第80条第6項柱書に規定される「これらの事項について説明すること」の「説明」の方法及び程度は、金商業等府令第117条第1項第1号と同等のものを意味していると理解してよいか。	改正金商業等府令第80条第6項柱書に規定する「説明」は、金商業等府令第117条第1項第1号に定める「説明」とは異なるものですので、「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度」にかかわらず説明を行っていただく必要があると考えられます。
34	改正金商業等府令第80条第6項本文の「簡潔な重要情報提供等」として使用する書面に記載すべき具体的な記載事項は、本改正案では特定されていないのではないか。	改正金商業等府令第80条第6項の「簡潔な重要情報提供等」にあたるかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば市場ワーキング・グループ報告書別添やその内容を前提とした「重要情報シート」（今後、関係団体において項目が微修正されたもの等も含む。）の交付等を行い、その記載事項について説明をすることがこれにあたる考えられます。
35	<p>投資信託の交付目論見書については、現行法制下でも利用が可能（電磁的方法又は電話その他の方法による同意を得る必要あり）だが、その利用は広く及んではない現状に鑑み、今回の重要情報シート制度導入はその促進により施策であると思われる。しかしながら、本改正案では、現行の投資判断に極めて重要な影響を与える情報との整合性や説明義務・説明責任への必要十分性が説明されていない為、目論見書提供者にとっては（この点担保されていないことへの不安から）利用に二の足を踏み、形骸化してしまうことも懸念される。「重要情報シート」の規格を定め、既存の「投資判断に極めて重要な影響を与える情報」との整理を明確にし、説明責任の十分性について定めることで、制度利用と電子交付の利用も進むのではないか。</p> <p>同時に、重要情報の規定・シートの様式等が明確でないと、粗悪な重要情報シートが作成され、本来伝えるべき投資判断に極めて重要な影響を及ぼす情報が説明されないまま投資が行われることも懸念され、その点、規定・様式等は法令諸規則等で明確に定めた方がよいと思われる。</p> <p>（今回の府令等で規定・様式が無い為、直接的なパブコメ意見という訳ではないが）「重要情報シート（個別商品編）」の仕様については、そ</p>	

	<p>の内容は商品を組成する段階で普遍的に決定されるものであると思われる。ただ、参考情報として「1年間・5年間の収益率」については作成時期によりファンド毎に計測期間が異なり、商品を比較する際に必ずしも期間が一致するとも限らない。むしろ、異なる期間の収益率を提示されてもミスリードにつながりかねない。当該情報については、投資信託協会規則に定める適時開示（月次）があるので、これを参照することが効率的で比較可能性も担保できると思われる。そうすることで、「重要情報シート（個別商品編）」は組成時に1度作成し更新しない普遍的なシートとして利用することが出来、目論見書提供者／被提供者とも、使用期限等混乱なく利用することが可能と思料する（約款変更や運用方針の変更の場合は除く）。</p>	
36	<p>「契約締結前交付書面」の電子交付とは異なり、「重要情報シート」は印刷した際に書面となることを要求されないと考えてよいか。</p>	<p>「簡潔な重要情報提供等」について「電磁的方法による提供」を行う場合は、その提供方法について金商業等府令第56条第2項第1号、企業開示府令第23条の2第3項第1号等に掲げる基準に適合する必要があります。</p>
<p>金商業等府令第80条第6項第1号</p>		
37	<p>簡潔な重要情報提供等に関し、顧客に交付・提供および説明を要する事項として規定されている「金融商品取引契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例」とは、具体的には、市場ワーキング・グループ報告書に添付されている重要情報シートのフォーマット例（金融事業者編及び個別商品編）の内容が該当すると解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
38	<p>「電磁的方法による提供」とは、金商業等府令第56条に規定する「電磁的方法」を指し、同条に定める要件を満たす方法により提供する必要があると解してよいか。一方、第56条においては電磁的方法による提供に際して、被提供者に対して電磁的方法の種類等の説明や承諾を得ることは規定されていないことから、これらは不要であると解してよいか。</p>	

39	<p>改正金商業等府令第 80 条第 6 項第 1 号に「法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項（第 1 項第 4 号口に規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）のうち金融商品取引契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要」とあるが、「主なもの」とは、何か。また、「概要」とは、どの程度の内容が許容されるのか。</p>	<p>改正金商業等府令第 80 条第 6 項の「簡潔な重要情報提供等」にあたるかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば市場ワーキング・グループ報告書別添やその内容を前提とした「重要情報シート」（今後、関係団体において項目が微修正されたもの等も含む。）の交付等を行い、その記載事項について説明をすることがこれにあたる考えられます。</p>
<p>金商業等府令第 80 条第 6 項第 2 号等</p>		
40	<p>改正後の金商業等府令第 80 条第 6 項第 2 号に規定される「契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報」について、変更前の契約締結前交付書面の URL が印字されている「簡潔な重要情報提供等」として使用する書面（電磁的提供を含む。）を交付していた場合でも、同条第 1 項第 7 号（契約締結前交付書面の交付免除）が適用されるのか。</p> <p>また、同様に改正企業開示府令第 23 条の 2 第 4 項第 2 号の同記載についても、改訂前の目論見書の URL が印字されている当該書面を交付していた場合でも、同条第 1 項第 2 号（みなし交付）が適用されるのか（目論見書に係る他の府令も同様）。</p> <p>なお、例えば投資信託の目論見書については通常年に 2 回改訂が行われており、目論見書交付後、受注までの間に改訂が行われた場合には、改訂後の目論見書を交付したうえで受注する運用を行っている。</p>	<p>「簡潔な重要情報提供等」として使用する書面を交付等する時点で既に契約締結前交付書面が変更されている場合、変更前の契約締結前交付書面に記載すべき事項を顧客の閲覧に供する方法により提供している場合は、改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 7 号の要件を満たさないものと考えられます。</p> <p>また、同様に目論見書の改訂後に改訂前の目論見書記載事項を改正企業開示府令第 23 条の 2 第 1 項第 2 号の要件を満たす形で提供したとしても、改定後の目論見書を交付したものとはみなされないと考えられます。</p>
<p>金商業等府令第 80 条第 6 項第 3 号等</p>		
41	<p>「顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨」を記載事項としているが、これは、顧客の同意を得たうえで、情報通信の技術を利用した方法にて提供できることを前提としている（同意がなければ書面での交付は必須である）ということによいか。</p> <p>例えば、「お客さまからの請求があるときは契約締結前交付書面をお渡しします。なお、情報通信の技術を利用した方法でお渡しすることもご要望があれば可能です」というような記載をすることもよいということか。</p>	<p>「簡潔な重要情報提供等」について「電磁的方法による提供」を行う場合、金商法施行令第 15 条の 22 第 1 項に規定する事前の承諾は不要です。</p> <p>「顧客からの契約締結前交付書面の交付の請求」を受けて契約締結前交付書面の交付を行うにあたり、電磁的方法による提供をする場合は金商法施行令第 15 条の 22 第 1 項に規定する事前の承諾が必要です。なお、顧客が当該「交付の請求」を行う場合、基本的には顧客は書面での交付を期待しているものと想定しています。</p>

企業開示府令第 23 条の 2 第 1 項等

42	<p>改正企業開示府令第 23 条の 2 第 1 項（改正特定有価証券府令第 32 条の 2 第 1 項）本文の「…（略）…次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、…（略）」について同項第 2 号の「簡潔な重要情報提供等」を行う場合にも、この「種類及び内容を示す」必要はあるか。また、種類及び内容を示す必要がある場合、「簡潔な重要情報提供等」として使用する書面（電磁的提供を含む。）に目論見書記載事項が掲載されたウェブページの QR コード等を記載することをもって「種類及び内容を示し」と言えるか。</p>	<p>改正企業開示府令第 23 条の 2 第 1 項第 2 号の「簡潔な重要情報提供等」を行う場合にも、同項本文に規定する「電磁的方法の種類及び内容」を、同条第 6 項の定めるところに従って示す必要があります。</p> <p>この場合、例えば、目論見書被提供者に交付等する「重要情報シート」に目論見書記載事項が掲載されたウェブページの QR コード等を記載することに加えて、目論見書記載事項を目論見書提供者のウェブページに記載していること及び当該目論見書記載事項は HTML や PDF の方式で記録されていることがわかるように記載すること等により、「電磁的方法の種類及び内容」を示す必要があると考えられます。</p>
----	--	---

企業開示府令第 23 条の 2 第 3 項 2 号等

43	<p>企業開示府令第 23 条の 2 第 3 項第 2 号（特定有価証券府令第 32 条の 2 第 3 項第 2 号）で規定される「目論見書被提供者に対し通知するものであること」について、「簡潔な重要情報提供等」として使用する書面（電磁的提供を含む。）に目論見書記載事項が掲載されたウェブページの QR コード等を記載することをもって「通知」と言えるか。</p>	<p>ご指摘の場面において、目論見書被提供者に対して「記載事項を目論見書被提供者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨」を通知したというためには、「簡潔な重要情報提供等」として使用する書面に目論見書記載事項が掲載されたウェブページの QR コード等を単に記載するだけでなく、「当該ウェブページに目論見書記載事項を記録する又は記録した」旨も通知いただく必要があります。</p> <p>その具体的な方法としては、例えば、QR コード等の示すリンク先ウェブページに目論見書記載事項が掲載されている旨を目論見書被提供者に交付する「重要情報シート」に付記することが考えられます。</p>
----	---	--

企業開示府令第 23 条の 2 第 3 項、第 4 項等

44	<p>第 4 項において規定する「電磁的方法による提供」とは同条第 1 項に規定する「電磁的方法」を指し、第 3 項に定める基準に適合するものでなければならないと思料するが、同項第 3 号については適用されないと解してよいか。</p>	<p>改正企業開示府令第 23 条の 2 第 4 項等の「電磁的方法」は、同条第 1 項の「電磁的方法」を指すため、同条第 3 項各号の基準に適合する必要があります。</p> <p>なお、同項第 3 号は、いわゆる閲覧ファイル方式により目論見書記載事項の電子提供を行う場合に目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報（目論見書記載事項が掲載されたウェブページの QR コードや URL）を目論見書被提供者ファイルに記録することを要求するもので</p>
----	---	--

		<p>す。</p> <p>同号かっこ書きに規定する「第1項第2号に掲げる場合に該当することにより目論見書に記載された事項を当該方法（同条第2項第1号二の方法）により提供する場合」（簡潔な重要情報提供等を行うことにより目論見書記載事項の電子提供を行う場合）には、同条第4項第2号の「目論見書に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報」として、当該ウェブページのQRコードやURLが記載された重要情報シート等が電磁的方法により提供されると考えられることから、重ねて同条第3項第3号の規定が適用されないこととしたものです。</p>
<p>特定有価証券開示府令第32条の2第1項第2号等</p>		
45	<p>当初契約時に「簡潔な重要情報提供等」を行い、改正特定有価証券府令第32条の2第1項第2号に定める事項の説明義務を果たし、目論見書に記載された事項を、同府令第2項第1号に定める電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供し、目論見書を交付したものとみなされている場合、その後同種の金融商品取引契約や特定信託契約を締結する場合において、改めて「簡潔な重要情報提供等」を行わなくても、目論見書のみなし交付の要件は当初契約時に満たしているとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の場合が必ずしも明らかではありませんが、その後、同種の金融商品取引契約等の締結に際して目論見書記載事項を電磁的方法により提供するためには、改めて「簡潔な重要情報提供等」を行う等の要件を満たす必要があります。</p> <p>ただし、金商法第15条第2項第2号に掲げる場合（同一の銘柄を所有する者が目論見書の交付を受けないことについて同意している場合など）に該当する場合には、目論見書の交付義務が免除されることとなります。</p>
46	<p>改正特定有価証券府令第32条第4項（新設）においては、「簡潔な重要情報提供等」に関する定義があるが、これは提供、行為についての規定であり、それらが従前の提供・説明に比べ「簡潔」になっていることを示されたものだと思われる。「重要情報」自体に関する定義が見当たらない。</p> <p>法律で定められた「あらかじめ又は同時に交付しなければならない」書類を法令上、投資家の同意なく電子交付を可能とするような措置においては、その内容及び態様は明確な規定があるべきと思料する。</p>	<p>改正特定有価証券府令第32条の2第4項の「簡潔な重要情報提供等」にあたるかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば市場ワーキング・グループ報告書別添やその内容を前提とした「重要情報シート」（今後、関係団体において項目が微修正されたもの等も含む。）の交付等を行い、その記載事項について説明をすることがこれにあたると思われます。</p>
47	<p>投資信託については、金商法において、「あらかじめ又は同時に交付しなければならない」ものとして「投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすもの」が規定されており、又、「請求があ</p>	<p>貴重なご意見として承りますが、本改正は「簡潔な重要情報提供等」を行った場合、目論見書を書面で交付する代わりに、その記載事項を電磁的方法によって提供することを可能とするもので</p>

<p>つたときには、直ちに、当該目論見書を交付しなければならない」ものとして「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの」が規定されている。</p> <p>今回の重要情報の提供は、市場ワーキング・グループ報告書の別添「重要情報シート」（例）に依拠するものと思われるが、同シートの情報内容・量は、「投資判断に重要な影響を及ぼすもの」「極めて重要な影響を及ぼすもの」に比べると相応に格差があると思われる。</p> <p>この点、これらの情報に比べ、更に絞り込まれた「重要情報」であることを明確に位置付けし、内容等を定義すべきではないか。法令上に規定される重要な影響を及ぼす内容と整合性を取る必要があると思われる。</p>	<p>す。</p> <p>ご指摘の「投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすもの」（金商法第13条第2項第1号イ）及び「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの」（同項第2号イ（1））は、いずれも目論見書の内容とすべき事項であるところ、本改正以後においても、引き続き目論見書又はその記載事項は投資者に交付又は提供され、「簡潔な重要情報提供等」がその交付又は提供に代わるものではありません。</p>
<p>信託業法施行規則第30条の22第1項第4号等</p>	
<p>48 特定信託契約の場合、「取引を最後に行った日」とは、信託契約締結時を指すとの理解でよいのか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、「取引を最後に行った日」は、契約を締結した日を基準にするものと考えられます。</p>
<p>保険業法施行規則</p>	
<p>49 第52条の13の22第3項において「簡潔な重要情報提供等」の定義がなされており、同項第1号において「準用金商法第37条の3第1項各号に掲げる事項のうち特定信託契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例」と規定されているが、どの事項を「主なものの概要」として選択するかについては、各金融事業者が適宜判断することで足りるという理解でよいのか。</p>	<p>改正保険業法施行規則第52条の13の22第3項の「簡潔な重要情報提供等」にあたるかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば市場ワーキング・グループ報告書別添やその内容を前提とした「重要情報シート」（今後、関係団体において項目が微修正されたもの等も含む。）の交付等を行い、その記載事項について説明をすることがこれにあたるものと考えられます。</p>
<p>50 契約締結前交付書面の交付を原則免除することは、顧客の商品内容の理解等の観点において重要な論点であり、慎重な検討が必要と思われる。そうした中で、市場ワーキング・グループ報告書で提示された「重要情報シート」の雛形はあくまで投資信託を前提とした項目のように見受けられるが、投資信託とは異なる特定信託契約固有の性質等を踏まえると、「簡潔な重要情報提供等」を当該「重要情報シート」の雛形の交付及び説明とすることは、顧客の商品内容の理解等の観点で難しいのではないのか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、市場ワーキング・グループ報告書においては、「重要情報シート」の記載項目について「今後、関係団体において、各金融商品の比較可能性に配慮しつつ、商品カテゴリー毎の項目を微調整していくことが考えられる」旨の提言がなされており、今後関係団体において必要な微修正がなされた「重要情報シート」のフォーマット案が作成されることが期待されます。</p>

その他		
51	<p>デリバティブ内包預金（償還時の為替と設定為替レート的高低で償還通貨が変わる預金等）には、監督指針の複雑な仕組預金の勧誘に係る留意事項が適用されると思われる、この場合想定損失額等についての解説書面交付義務、想定損失額等についての確認書徴求が求められる。今回簡潔な重要情報の提供義務が加わったことで、さらに必要書類が増え、顧客が困惑する可能性があるため、顧客に提示するものは、重要情報シートに一本化し、商品の周知性も高まってきたこともあり、想定損失額等についての解説書面、想定損失額等についての確認書の交付徴求義務は見直ししていただきたい。</p>	<p>市場ワーキング・グループ報告書別添の「重要情報シート」は、金融事業者において積極的に用いられることが望ましいものですが、その提供は義務ではなく、金融事業者の判断に委ねられており、主要行等向けの総合的な監督指針において複雑な仕組預金に関する説明態勢等として求められている書面等とは、その性質を異にするものです。</p> <p>また、「重要情報シート」は、金融商品間の横比較を可能とすること等への配慮から簡潔性が重視されており、ご指摘のような書面との統合は不相当と考えられます。</p>
52	<p>平成 19 年 7 月 31 日パブリックコメント P. 625 において、「二重通貨預金（外貨償還特約付預金）で、預入の為替レートと外貨償還となるための満期時の為替レートの幅が違う場合には、為替リスクの程度が異なると考えられるため、『同一の内容』に該当しない」と回答されているが、当時から 10 年以上たち、顧客も商品に習熟し、取引の都度、最悪のシナリオ説明、許容損失額等の質問をされることに抵抗を感じている顧客も少なくないため、こうしたケースは「同一の内容」と考えていいのではないかと。</p>	<p>今般の「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するコメントではないと考えられますので、ご意見として承ります。</p>
53	<p>重要情報シートは書面交付または電磁的方法での交付が必要で、平成 19 年 7 月 31 日パブリックコメント（以下パブコメ）P. 613 では、メールでの送信か、または Website に掲載して顧客がダウンロードすることが必要。ダウンロードした個々の事実の確認義務はないが、Website 掲載だけでは足りない。また電磁的方法を取ることにについて顧客から承諾を得なければならず、書面またはメールで承諾を取る必要があり、パブコメ P. 612 の通り、承諾についての電話録音は認めないということによいか。</p>	<p>改正金商業等府令第 80 条第 6 項柱書に定める「簡潔な重要情報提供等」について「電磁的方法による提供」を行う場合、金商法施行令第 15 条の 22 第 1 項に規定する事前の承諾は不要です。</p>

54	<p>2020年11月27日の日本経済新聞に掲載された、市場課長の発言要旨の中にある、『例えば保険商品でも、一時払いのものは投資信託などの運用商品と機能が類似しているものがある。これは比較対象と考える』とあるが、保険商品には運用のほか、投資信託にはない、死亡保障等の保障機能があり、この点を考えると、投資信託商品と一時払い保険の運用部分(適格投資家対象私募投信)を同列で、比較するのは無理があるのではないか。</p> <p>保険商品の問題点は、顧客向け情報開示が投資信託と比較して、著しく遅れていることこそが問題である。例えば、一時払い保険の運用部門の運用成績開示は、通常の投資信託のように、広く開示されていないこと。また、開示基準が各社によって異なり、統一性がないこと等々、問題点が多い。こうした点の改善を促すことは大事と思われる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
55	<p>投資信託の場合、「目論見書」は投信会社が作成し、「契約締結前交付書面」は販売金融機関が作成している。「重要情報シート」の作成義務は、投信会社にあるのか、それとも販売金融機関にあるのか。</p>	<p>市場ワーキング・グループ報告書においては、「作成主体は、基本的には金融商品・サービスの販売業者又は販売仲介業者であるが、…項目に応じて商品組成に携わる事業者と連携しつつ作成することが想定される」旨の提言がなされています。</p>
56	<p>「重要情報シート」をタブレット端末やホームページ等で閲覧させる場合、システムベンダー等がその環境を構築することとなると思われるが、販売金融機関は「重要情報シート」に記載すべき内容を提供すれば問題ないと考えてよいか。</p>	<p>ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、販売金融機関は「簡潔な重要情報提供等」として市場ワーキング・グループ報告書別添やその内容を前提とした「重要情報シート」を用いる場合、当該「重要情報シート」の記載内容及び提供の方法について法令上の要件を満たすようにする必要がありますと考えられます。</p>

57	<p>「重要情報シート」を交付することなしに閲覧させるのみで、「重要情報シート」だけでなく「契約締結前交付書面」や「目論見書」の交付を免除するのは、顧客保護から遠のくのではないか。顧客が要求した場合のみならず、いずれかの書面の交付を義務付けるべきではないか。</p>	<p>「簡潔な重要情報提供等」の説明とは別途、顧客の理解度等に応じて改正金商業等府令第80条第1項第7号に規定する「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」がなされる必要があること、契約締結前交付書面に記載すべき事項は電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供され、目論見書も電磁的方法により提供されることから、「簡潔な重要情報提供等」をもって契約締結前交付書面や目論見書といった法定書面を代替するものではありません。</p>
58	<p>府令等パブコメへの直接的な意見という訳ではないが、適用範囲についてご教示いただきたい。</p> <p>市場ワーキング・グループにおいては、リスクある金融商品の横断的な比較を投資家が可能となるような資料としての位置付けで重要情報シートが掲げられているが、適用範囲はどう整理され、法令諸規則等の整備はどうなっているのか。</p> <p>投資信託は有価証券としての規定から目論見書など開示規定が存在し、投資家の投資判断に重要な影響を与える情報について法令上規定されているものと思われる。顧客本位の業務運営に関する原則や監督指針等で言及される、顧客に重要な情報を分かりやすく伝える手段としては整備されていて「重要情報」を伝えるものとしては、交付目論見書がそれに該当するものとも思われる（重要情報シートは、極めて重要な情報には足りず、又、冗長になる分、（極端な言い方をすれば）不要では。）。</p>	<p>改正金商業等府令第80条第6項の「簡潔な重要情報提供等」にあたるかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば市場ワーキング・グループ報告書別添やその内容を前提とした「重要情報シート」（今後、関係団体において項目が微修正されたもの等も含む。）の交付等を行い、その記載事項について説明をすることがこれにあたると思われま</p> <p>す。</p> <p>なお市場ワーキング・グループ報告書では、「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則5。（注4）について、投資リスクのある金融商品・サービスの提案・選別の場面において、顧客にとって分かりやすく、各業法の枠を超えて多様な商品を比較することが容易となるよう配慮することが重要であることから、「顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配慮した資料」を用いた情報提供として例えば「重要情報シート」を用いた説明がなされるべきとの提言がなされたところです。そのため、「重要情報シート」はご指摘のような交付目論見書とは異なる位置づけのものと考えられます。</p>
59	<p>投資信託については、内国投資信託受益証券／投資証券と同様、持ち込み外国籍投資信託である外国投資信託受益証券／投資証券も対象になるとの理解でよいか。その場合、内国投資信託については自主規制機関である投資信託協会がその内容等について検討をされているが、外国投資信託についてはまとめる協会がないため、目論見書提供</p>	<p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘のいずれの商品についても、改正金商業等府令第80条第1項第7号を満たすことで契約締結前交付書面の交付免除が、改正特定有価証券府令第32条の2第1項第2号の要件を満たすことで目論見書の電磁的方法による提供が可能となります。</p>

	<p>者である販売会社（若しくはその所轄協会である日本証券業協会）が運用会社等への示達・連携を行うことになる理解でよいか。</p>	<p>また、「簡潔な重要情報提供等」を行うに当たって必要があれば、販売会社が運用会社と連携することが期待されます。</p>
60	<p>今回の「重要情報シート」については、リスクある金融商品について横断的に適用されるとの認識だが、仕組債、デリバティブ取引、変額年金保険商品、等横断的に範囲を明確に謳った法令等での整備・明示はされないのか。</p>	<p>市場ワーキング・グループ報告書において投資リスクのある金融商品・サービスの提案・選別の場面において積極的に用いられることが望ましいとされている「重要情報シート」の内容について、業法ごとに定義化すること等は現在予定しておりません。なお、市場ワーキング・グループ報告書においては、「重要情報シート」の記載項目について「今後、関係団体において、各金融商品の比較可能性に配慮しつつ、商品カテゴリー毎の項目を微調整していくことが考えられる」旨の提言がなされています。</p>
61	<p>今回の制度導入の目的が、リスクある金融商品への投資にあたり投資家はその選択を容易に行うために、横断的に比較可能な情報を提供する、ということであるとすれば、これまで投資信託において多くの情報を厳選して交付目論見書の形に集約し規格化してきたことに鑑み、他の金融商品において、投資信託で定めている法令諸規則上の規定・様式を、同様に定めることとしてはどうか （投資信託中心至上主義だが、過去経緯を含め相応の整備を金融庁の方でされているのでそれを援用することでよいのではないかとと思われる。）。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>